

国民健康保険山城病院組合組織条例

平成26年11月26日

組 合 条 例 第 6 号

改正 平成29年 3月28日 組合条例第1号

平成30年 2月 8日 組合条例第3号

平成30年11月 8日 組合条例第6号

平成31年 2月 6日 組合条例第3号

令和 4年 2月22日 組合条例第2号

令和 4年11月11日 組合条例第11号

令和 5年11月24日 組合条例第6号

令和 7年 8月20日 組合条例第7号

(施設等の設置)

第1条 国民健康保険山城病院組合（以下「組合」という。）に、次の施設を置く。

- (1) 京都山城総合医療センター（以下「病院」という。）
- (2) 介護老人保健施設やましろ（以下「保健施設」という。）

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、組合に事務局を置く。

(分掌事務)

第2条 施設に次に掲げる部及び室を置き、必要に応じて係又は科を置く。

(1) 病院

ア 事務部

医事課、診療情報管理室

イ 診療部

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・代謝内科、リウマチ科、脳神経内科、精神科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、救急部、手術部、腎センター、HCU部、NICU部、総合内科部、化学療法部

ウ チーム医療統括部

緩和ケアチーム、褥瘡^{じよくそう}対策チーム、NST

エ 診療技術部

放射線課、臨床検査課、病理検査室、リハビリテーション課、臨床工学室、栄養管理室

オ 看護部

外来、腎センター、中央手術室・中央材料室、病棟

カ 健診センター

キ 薬剤部

ク 地域医療推進部

地域医療連携室、患者サービス推進室、退院支援室、居宅介護支援事業所

ケ 医療安全管理部

医療安全対策室

コ 感染防止対策部

感染防止対策室、I C T

(2) 保健施設

ア 管理部

イ 診療部

ウ 看護・介護部

2 事務局に次に掲げる組織を置く。

(1) 総務担当

(2) 経営担当

(3) 管理担当

(4) システム情報管理室

(臨時又は特別の事務処理)

第3条 臨時又は特別の事務処理については、前条の規定にかかわらず、管理者がその都度、別に定めることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、組合組織の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日組合条例第 1 号)

この条例は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成 30 年 2 月 8 日組合条例第 3 号)

この条例は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 8 日組合条例第 6 号)

この条例は、平成31年1月1日から適用する。

附 則(平成 31 年 2 月 6 日組合条例第 3 号)

この条例は、平成31年3月1日から適用する。

附 則(令和 4 年 2 月 22 日組合条例第 2 号)

この条例は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和 4 年 11 月 11 日組合条例第 11 号)

この条例は、令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和 5 年 11 月 24 日組合条例第 6 号)

この条例は、令和5年11月1日から適用する。

附 則(令和 7 年 8 月 20 日組合条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。